

2025年3月14日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

(経過開示) 訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ

当社は、2023年2月9日付「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関して、下記のとおり当社の主張が認められ、原告の請求が棄却される判決が下されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所民事第26部
- (2) 年月日：2025年3月12日

2. 判決の主文

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

3. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

2022年2月21日当時、当社の連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社(以下「PXS」という。)と株式会社RISE(以下「原告」という。)との間には、原告の同日付けPXSに対する訴状の主張によると、原告は、金銭消費貸借契約に基づき2021年11月5日に2,600万円、2021年11月30日に3,500万円を株式会社シンクコミュニケーションズに貸し付けたが返済がないため、当該債務を連帯保証しているPXSに対して連帯保証債務の履行を求める旨の裁判事件が提起され、PXSは当該裁判事件において当該連帯保証債務の有効性を含め原告の主張を争っておりました。(訴訟内容については、2022年8月3日付「当社連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」をご参照ください。)

原告の2023年1月17日付け当社に対する訴状の主張によると、法人格否認の法理により連帯保証債務履行請求権を当社に対しても行使できるとの理由に、今般、原告は一方的に当社に対し訴訟を提起してきたものであります。

4. 訴訟を提起した者(原告)の概要

- (1) 名 称：株式会社RISE
- (2) 所在地：東京都港区海岸一丁目2番3号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 多田重之

5. 訴訟内容

- (1) 内 容：損害賠償請求
- (2) 請求金額：6,100 万円

6. 今後の見通し

当社といたしましては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。なお、本件訴訟の判決による当社業績への影響はありません。

今後、原告の控訴等、改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。なお、原告への判決書の送達日より2週間以内に控訴がなければ判決が確定いたします。

以上